

令和5年度「介護予防拠点施設浪岡茶屋町会館」に係る事業報告書等評価結果

介護予防拠点施設浪岡茶屋町会館については、茶屋町町内会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和5年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年7月24日

施設名	浪岡茶屋町会館
設置目的	地域住民が健康で生きがいのある老後を過ごすため、設置する。
所在地	青森市浪岡大字浪岡字林本79番地2
指定管理者	【名称】茶屋町町内会 【代表者】町内会長 永井 三雄 【住所】青森市浪岡大字浪岡字浅井184番地
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	<ul style="list-style-type: none"> ○各種保守点検業務は、法令等に基づき適切に実施している。 ○防犯、防災、緊急時の対応は、緊急連絡体制の確保などの確な対応に努めている。 ○利用者の個人情報の保護については、法令等を遵守し、適正に管理している。 ○環境保全、負荷低減への取組みについては、青森市環境方針に従い、節電、節水に努めるとともに、利用者に周知し協力をお願いしている。 	○	
運営について	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の公平で平等な利用の確保に努めている。 ○利用者からの意見、要望の把握に努めている。 ○サービス向上のため、利用者からの苦情等に対応する体制を整えている。 	○	
事業実施結果について	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の交流を図るため、町内会や地域の各種団体が連携して事業実施に努めている。 	○	
収支決算書について	<ul style="list-style-type: none"> ○収支決算書については、適正に処理されている。 	○	

【総合評価】

管理運営状況、事業実施、収支決算については概ね適正に実施している。
新型コロナウイルスにより利用者数が減少したが、徐々に回復しており、今後も引き続き地域における高齢者の生きがいづくりや町内会などの地域交流事業に取り組んでいただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市浪岡振興部 健康福祉課
【電話】 0172-62-1134
【メール】 n-kenko@city.aomori.aomori.jp